

豊根村 兎鹿嶋温泉「湯〜らんどパルとよね」の移転・需要推計を
踏まえた在り方検討に関する調査業務受託者選定要領

(目的)

第1 豊根村 兎鹿嶋温泉「湯〜らんどパルとよね」の移転・需要推計を踏まえた在り方検討に関する調査業務の受託者選定委員会設置要綱に基づき設置された委員会（以下「選定委員会」という。）が、企画提案の選定を行うにあたり、その基準等の必要な事項を定める。

(選定方法等)

第2 選定委員会は、この要領の定めるところにより、選定を行う。

2 各委員は、提出された各企画提案書について、「選定基準」（別紙1）に基づき、選定の結果を「採点表」（別紙2）に点数をつける。

3 審査の項目及び点数は、次のとおりとする。

(1) 総合点数 200点

(2) 選定基準と審査項目ごとの配点は、別紙1のとおりとする。

(選定の方法)

第3 選定は、次に定めるところとする。

2 第1次選定は、提出された企画提案書により別紙1の「選定基準」に基づき選定を行う。

(1) 各委員は、「選定基準」（別紙1）に基づき、評点を付す。

(2) 各委員は、評点に対応した得点を合計し順位を付す。

(3) 事務局は、各委員の付した順位に応じて、順位点を付す。

順位点は、最下位を0点とし、順位が上がるごとに2点加算する。

(4) 各委員の順位点の合計の上位3案を第2次選定の対象とする。

(5) 順位点が同点の場合は、合計点の高いものを選定する。

(6) 合計点も同点の場合は、委員の協議によって決定する。

3 第2次選定は、提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、次の各号の手順に基づいて選定を行う。

(1) 各委員は、「選定基準」（別紙1）に基づき、評点を付す。

(2) 各委員は、評点に対応した得点を合計し順位を付す。

(3) 事務局は、各委員の付した順位に応じて、順位点を付す。

順位点は、最下位を0点とし、順位が上がるごとに2点加算する。

(4) 各委員の評点の合計が満点（1800点）の6割（1080点）以上であり、かつ、各委員の順位点の合計の最も高いものを最優秀企画案として、その提案者を委託先に選定する。

(5) 順位点が同点の場合は、合計点の高いものを選定する。

(6) 合計点も同点の場合は、委員の協議によって決定する。

(報告)

第4 選定結果は、選定委員会が村に報告する。

(決定)

第5 村は、選定委員会の報告に基づいて、選定された企画提案を委託するにふさわしいものとするため、選定された事業者と協議を行い、当該企画提案を事業の内容として最終決定する。